

平成20年第3回(5月)みなかみ町議会臨時会会議録

平成20年5月14日(水曜日)

議事日程 第1号

平成20年5月14日(水曜日)午前9時25分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号 平成19年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 4 承認第1号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告について
- 承認第2号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第5号)の専決処分報告について
- 承認第3号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告について
- 日程第 5 承認第4号 みなかみ町農村地域工業等導入地域における町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の専決処分報告について
- 承認第5号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第6号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第7号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 6 議案第69号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 行財政改革特別委員会委員長報告(終了報告)について
- 日程第 8 発議第1号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について
- 日程第 9 発議第2号 みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任について
- 日程第10 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号 平成19年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について
- 日程第 4 承認第1号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決
処分報告について
- 承認第2号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第5号）
の専決処分報告について
- 承認第3号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第2号）
の専決処分報告について
- 日程第 5 承認第4号 みなかみ町農村地域工業等導入地域における町税（固定資産税）
の課税の特例に関する条例の専決処分報告について
- 承認第5号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について
- 承認第6号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第7号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について
- 日程第 6 議案第69号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 行財政改革特別委員会委員長報告（終了報告）について

追加日程第1 動 議

- 発議第3号 みなかみ町議会議長の不信任決議について

※ 以下の議案については、審議未了により廃案

- 日程第 8 発議第1号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について
- 日程第 9 発議第2号 みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任について
- 日程第10 字句等の整理委任について

出席議員（23人）

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

3番	林一彦君	14番	鈴木幸久君
----	------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	阿部正	書記	深代和恵
--------	-----	----	------

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	宮下達男君
税務課長	木村一夫君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	石坂武君		

開 会

午前9時25分開会

議 長(傳田創司君) みなさん、お早うございます。

本日は、悪天候のなか早朝より大変ご苦労さまでございます。

広くなりました、みなかみ町はすでに桜の花も終わり、今は地区により一部タンポポなど、また今年から町花と選定された山ぶきの花、そして、コブシの花など、山は新緑でいっぱいであります。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成20年第3回(5月)みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

開 議

議 長(傳田創司君) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。議事日程のとおり議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(傳田創司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

3番 林 一彦君

14番 鈴木幸久君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(傳田創司君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日1日限りとしたい考えであります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 報告第1号 平成19年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議 長(傳田創司君) 日程第3、報告第1号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計

算書の報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 報告第1号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本繰越につきましては、地方公営企業法第26条に基づきまして、議会にご報告するものであります。

繰越の内容は、湯桧曾地内の国道291号線において、配水管布設替工事に伴う舗装本復旧工事を行うものでございます。冬期間、湯桧曾地区は消雪のための散水が行われ、工事の施工が出来ませんでしたので、繰越工事となったものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 以上で、報告第1号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第4 承認第1号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告について

承認第2号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第5号)の専決処分報告について

承認第3号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告について

議長(傳田創司君) 日程第5、承認第1号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告についてから、承認第3号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 承認第1号から第3号について、一括してご説明申し上げます。

まず最初に、承認第1号についてであります。

3款民生費は、老人保健特別会計への繰出金2,130万円の増額であります。

老人保健特別会計において、2月分の医療給付費が昨年に比べて著しく増加し、一般会計からの繰出しを余儀なくされたための補正であります。

8款土木費は、県が実施する砂防事業費の増額に伴い、町の負担金が不足したため6万4千円を増額しました。

9款消防費であります。高速救急業務に伴う道路公団支弁分538万5千円が歳出予算に措置されていなかったための増額補正であります。

歳出予算の総額は、2,674万9千円ありますが、歳入につきましては、特別交付税の交付決定額が4億2,920万2千円で、予算に対して1億7,080万円増額交付となりましたので、地方交付税で手当をさせていただきました。

次に、承認第2号について、ご説明申し上げます。

老人保健の医療給付費については、平成20年2月分を前年度対比103%で見込んでいましたが、実績が予想した額よりも大幅に上回り、予算に不足が生まれました。このため、歳出予算において2款医療諸費で2,529万8千円を増額し、予備費を399万8千円減額補正したものであります。

一方、歳入については、一般会計からの繰入金で2,130万円増額し対応をいたしました。

続いて、承認第3号について、ご説明申し上げます。

本補正は、猿ヶ京温泉の町有1号線代替工事を実施するにあたり、東京電力及びN T Tの電線が支障となり、電柱移転等が必要となったため、歳出における補償費75万円を増額補正させていただきました。なお、財源は基金繰入で対応しました。

また、工事費を含めた事業費1,775万円ありますが、電柱移転に伴う東京電力及びN T Tとの協議に予想以上の時間を要したため、第2表のとおり繰越明許費を設定させていただきました。

以上3件、いずれも緊急を要する事案でありましたので専決処分をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、承認第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第1号の質疑を終結いたします。

次に、承認第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。

次に、承認第3号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 今の説明ですと、移転に時間がかかったので繰越をするという説明を聞きました。3月の補正予算の時に、繰越が2,760万円ですか、これを繰り越すということになっていて、それを今回、繰越は1,775万円ということなものですから、ちょっと3月の時の理由と今回の理由がちょっと違うのではないかと思います。

3月の時は、1,760万円繰越ということで予算が承認をされております。

その間の、この差額の9,800万円ですか、これはいつ工事をして、どこをしたのかというのを教えて頂きたいと思います。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 総額の繰越なのですが、今回温泉事業会計の方でタンクが壊れてしまった工事と、第1号源泉の工事、両方を繰越ということで3月議会でお世話になっているわけでありまして、今回の75万円につきましては、源泉の工事を実施するに

当たりまして、当初電柱移転の補償費を見ておりませんでした。というのは、それをしなくても良いのだろうということでやったのですけれども、工事入る中で、東京電力とN T Tの線が上空で支障になってしまうということで、そのために今後のことも考えまして、電柱移転をしていただいて、工事を実施したいということで電柱移転の補償費が75万円増額になってお願いしているということでございます。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 私の質問は、電柱移転費が増えたということの質問ではなくて、3月の時に2,760万円を繰越するという議決をして、今回補正で繰越明許費が1,775万円となっているということで、その理由と、それから先程、町長からあった説明は、電柱移設が遅れたので繰越をするという説明だったので、それは3月補正のときと、今回の説明が違うのではないかとということで、その間の説明をお願いしたかったわけです。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（9時37分 休憩）

（9時39分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 申し訳ありませんでした。私の間違いであったということで、3月の時は、貯湯層のタンクが壊れたものの繰越事業で、今回の補正は源泉の掘削の方の繰越ということで、この源泉の方の工事は繰越していなかったもので、繰越をお願いするという事でありまして。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。

これより承認第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。

承認第1号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議 長（傳田創司君） これより承認第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。

承認第2号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議 長（傳田創司君） これより承認第3号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第4号 みなかみ町農村地域工業等導入地域における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の専決処分報告について

承認第5号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第6号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第7号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長（傳田創司君） 日程第6、承認第4号、みなかみ町農村地域工業等導入地域における町税

（固定資産税）の課税の特例に関する条例の専決処分報告についてから、承認第7号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまで、以上4件を

一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) お許しを頂きましたので、4件一括して、ご説明申し上げます。

まず、承認第4号についてであります。

本条例につきましても、3月定例議会で廃止の手続きを行いました。その後急遽、農村地域工業等導入促進法に基づく省令の一部改正により、適用期間が平成21年12月31日まで延長されました。その措置により改めて本条例を制定するものであります。

本条例による固定資産税の課税免除の特例を受ける事業所は、新治地区の2つの事業所であります。よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

次に、承認第5号についてであります。

本条例は、水上地区の都市計画区域内にあって農用地区域から除外された土地を課税区域に編入するものであります。これにつきましては、3月31日に専決処分をさせていただきました。

次に、承認第6号についてであります。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月30日に公布されたことに伴い、関連する町税条例の一部を改正する必要性があるため、専決処分したものであります。

主な改正内容は、法人住民税において、法人でない社団等で代表者等の定めがあり、収益事業を行うものを「人格のない社団等」と定義するとともに、公益社団法人、一般社団法人および財団法人に係る均等割の税率について、最低税率を適用することと併せて、人格のない社団等で収益事業を行わない場合は、非課税とすることとされたものであります。

個人住民税では、賦課徴収に必要があると認められるときは、公的年金等に係る源泉徴収票を提出させることができる旨の規定と、住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後にもできることの規定の整備、また特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等を2分の1とする課税の特例が廃止されたことに伴う規定の整備であります。

固定資産税においては、独立行政法人緑資源機構が廃止され、事業が独立行政法人森林総合研究所に引き継がれることの規定の整備及び省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税を120㎡まで3分の1を減額する措置の創設等の改正であります。

つづきまして、承認第7号について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、地方税法第349条の3及び法附則第15条の改正に伴う特例措置の見直しによるものと、鉄道再生事業に供する課税標準の特例の創設によるものであります。国会審議の遅れから、4月30日に専決処分をさせていただきました。

以上、概要を申し上げますが、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず最初に、承認第4号について、質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 平成17年度3月議会で、条例52号というのが廃止されました。今回、提案されているのは、全く施行期日が違うだけで、内容としては同じだと思います。

今回、これをしないと、不都合になるということはあるのですか。

議長(傳田創司君) 税務課長木村一夫君。

(税務課長 木村一夫君登壇)

税務課長(木村一夫君) 3月議会で農村地域工業等導入促進法に基づく固定資産税の軽減が切れるということで、幾つかの町村で廃止をさせていただきました。

当町におきましても、廃止の手続きを取らせて頂いたのですが、急遽3月31日に省令の一部改正に基づきまして、21年12月31日まで適用を延ばすということになりました。この適用を受けるのが、新治地区に2つ事業所がございますけれども、1社が752万円、それからもう1社が160万円ほどの固定資産税、土地の減額を受けております。

これを急遽制定させていただきませんと、この適用が受けられないということで改めて制定をさせて頂いたということでございます。この減額に伴うものについては、交付税で措置されておりますので、その分については交付税の方から入ってくるということでございます。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 減額した分については交付税措置されていると聞いたのですけれども、これは満額ではなく75%ではないかと考えているのですけれども、それでしょうか。

また一応、この条例ですと3年を限度と書いてあるのですが、昭和63年からずっと3年ごとに更新をしてきたと考えていいわけでしょうか。

議長(傳田創司君) 税務課長木村一夫君。

(税務課長 木村一夫君登壇)

税務課長(木村一夫君) ご質問のとおりで、75%が交付税措置ということでございます。条例ですが、3年ごとでありますけれども、今度21年ということになりましたので、その先どうなるのかということについては、国の改正の動向によって変わってくるかと思っておりますけれども、21年まで延びております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第4号の質疑を終結いたします。

次に承認第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。

次に承認第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第6号の質疑を終結いたします。

次に、承認第7号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第7号の質疑を終結いたします。

これより承認第4号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。
承認第4号、みなかみ町農村地域工業等導入地域における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、承認第4号、みなかみ町農村地域工業等導入地域における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより承認第5号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。
承認第5号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、承認第5号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより承認第6号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。
承認第6号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、承認第6号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより承認第7号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第7号の討論を終結いたします。
承認第7号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、承認第7号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
については原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第69号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について

議 長(傳田創司君) 日程第6、議案第69号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第
1号)についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。
(事務局長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第69号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)につ
いて、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ463万3千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を125億5,463万3千円とするものであります。

歳入補正の内訳では、県補助金212万8千円の増額は、尾瀬学校補助金であります。
繰越金250万5千円は、平成19年度歳計剰余金の増額見込みによるものであります。

歳出補正では、7款商工費で52万5千円の増額は、阿能川地区に新規に掘削された温
泉源の利用に伴う影響調査費であります。

この件について、新規に掘削した事業者が群馬県に温泉を利用するために動力装置の設
置を申請しましたが、近接する温泉源の所有者から異議が出ました。これに伴い、県では
許可に当たって、温泉審議会に諮問し、審議会では双方から提出された資料では判断でき
ないとの理由で継続審議となった経緯があります。このため、近接する谷川温泉地内の影
響調査が必要となり、この地内に町が日帰り温泉施設「湯テルメ谷川」の源泉2本を所有
しておりますので、他の源泉所有者とともに影響調査に参画することにしました。

なお、この調査は中央温泉研究所へ委託し、関係する4者で均等に負担することになっ
ています。

8款土木費で198万円の増は、3月議会で「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支
払い請求に係る訴訟」について議決して頂きましたので、訴訟等に係る費用を予算計上し
たものであります。

10款教育費では、212万8千円の増額ですが、これは群馬県が推進する小中学校生
を対象とした尾瀬学校に係る費用であります。

なお、本年度は、町内5つの小中学校が参加する予定であります。以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第69号について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 歳出の商工費温泉影響調査負担金ということで、今説明がありました。これについて、4者で負担ということで町の分が4分の1なのかどうか、また4者の具体的な名前を上げて頂きたいと思います。

それから、なぜ町がこの負担をしてやらなければならないかの理由、4者の点と、理由をお聞きしたいと思います。

もう1点は、土木費の町営住宅管理費がありますが、これについては3月議会で私は反対をしましたがけれども、町営住宅の明け渡しに対して、町が訴訟を起こし、強制的に住居を奪うという暴挙を行うことについては異論があるとして、反対していたわけですが、ここにそのことが出ております。

1つは、弁護士費用が90万円と同時に明け渡しに際して、強制的に個人の私物を撤去するというので、動産の移動委託料ということで80万円出ております。

弁護士費用90万円については、3月議会の時には2件ありましたから、2件分と考えられるわけですが、いかがなものかということと、それと委託料の動産の移動を何故しなくてはならないのか、委託料の見積もりを取って80万円ということで、かなり高額な引越費用ということになるわけですが、その3点についてお尋ねします。

議長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 温泉影響調査の件についてお答えいたします。

最初に4者についてでございますが、谷川温泉に源泉を持っている(株)旅館谷川、谷川温泉不動ノ湯組合、みなかみ町、それから新たに源泉を掘削されました(有)鈴森商事の4者でございます。

この件については、町長が説明しましたように、鈴森商事の掘削に伴って動力装置を設置する申請が出ているわけなのですが、他の谷川温泉に影響があるということで継続審査になっているということで、県の薬務課の斡旋により、谷川温泉全体の今後の源泉の保全ということを考えて、この影響調査を実施しようということで、この4者と、県も入って話し合いが行われてきた経緯があります。そうした中で影響調査をして、それに基づいて、県はその結果を見て、動力装置の設置の許可を出すか、出さないかの判断になるのだということでございます。負担については、この4者で均等に負担しようということであります。

議長(傳田創司君) 地域整備課長岡村章君。

(地域整備課長 岡村 章君登壇)

地域整備課長(岡村 章君) 町営住宅管理費について、お答えいたします。

ご質問にありました、この費用につきましては、3月定例議会で議決頂きました2件分の費用を計上させて頂いております。

引越費用につきましては、動産の量によって違ってきます。従って、実際に引越する際に見て頂いて見積もりを通さないと、これが40万円実際かかるかどうかについては分か

りませんが、余所の地区での大体の額をお聞きしたところ、1件約40万円くらいかかるということから、1件当たり40万円計上させて頂いております。以上でございます。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) まず、温泉影響調査費用についてですが、3月議会で、町は源泉協議会に加盟しておりますね。この源泉協議会の立場で、これをやるのかどうかということの一つはお聞きしたいと思います。

動力検査、掘削が行われて、動力の許可も得て、阿能川で工事と言いますか、進んでいると思われるのですが、今の報告の中では、それを薬務課と言いますか、県の温泉審議会で影響の判断が出ないということで、それをなぜ町が関与して、これをいわゆる調査しなくてはならないのか、その理由も明らかにしてもらいたいと思います。

それと住宅の明け渡しについて、2件分で弁護士費用90万円、移動費用が80万円という答弁がありました。ところが先だって私は、2件の内1件が全面解決したということをお聞きしているので、なぜこの2件分が訴訟費用と引越費用で計上されているのか。

もし事実であれば、これは間違いではないか、あるいは過剰予算を計上しているのではないかと思うのですが、その点お答え願いたいと思います。

議長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 影響調査のご質問ですが、温泉協議会ということではなくて、町が谷川地区に源泉を所有しているということで、他の源泉所有者の方々と一緒になって源泉影響調査に参加をしたということでございます。

ですから、町の動力装置を付けて、新規の温泉を掘削したときに、町の源泉に影響が出るかどうかというのを調査したものでございます。ほかの温泉も同じように皆さんがついて調査をするというものでございます。以上です。

議長(傳田創司君) 地域整備課長岡村章君。

(地域整備課長 岡村 章君登壇)

地域整備課長(岡村 章君) 先程、議員の言われたとおり、1件につきましては滞納が全額納まりました。よって、裁判はしない予定です。ただし、この予算を調整した段階では、その方の納入について、まだはっきりしなかった段階で、この予算調整をしたものによって2件分を予算計上されているということでございます。以上でございます。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) どうも腑に落ちないのですが、町は、源泉協議会に加盟したということをして3月議会で予算が、料金か、会費ですか、何か出ておりましたけれども、最近脱退したと言うことも聞いておりますけれども、その方との関係はあるのか、ないのか。

それともう1点は、審議会で結論は判断できないということで出ているのに、あえて町が全部、それを負担してやるってことはどういう理由なのか、先程、今影響があるかないかっていうことが出ましたけれども、どうも不鮮明なので、その点もお聞きしたいと思います。

2件ということを出たわけなのが、1件になったと。であるならば、これ慌てて急いで出す必要はなかったのではないかと、ちゃんと1件分を出したいのなら出すべきではないかと思っております。

それと同時に、明け渡しをするということについての本人との連絡が取れているのかど

うか、了解をしているのかどうか。そこら辺もお答え願いたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 温泉の影響調査の関係ですが、源泉協議会との関係は一切ございません。
昨年12月でしたかね、水上地内の源泉保護、さらには温泉源の有効活用を図るために
ということで、源泉協議会ができて、町も参画したわけでありまして、それと
この関係は一切、関係ございません。

この関係については、ご案内かと思っておりますけれども、鈴木氏の方で温泉を掘削しました
ですね。掘削した後に、動力で揚湯したいという申請が出たわけですね。それに対して、ク
レーンが付いていたという経緯であります。

そういう中で、温泉審議会の方としては、そういう両方の意見があることを踏まえて審
議をしてくれたのだと思います。

結論として、現状の段階では、どうにして良いか結論が出せないから、要するに実際に
揚湯試験をやって、影響があるかないか、それを一つやって欲しいということになりました。

そこで県の薬務課の方からも町の方に来ましたし、町の方も源泉を所有しておりますの
で、4者で協議をして、それでは実際試験をやってみて、影響があるのかないのか、その
調査をしようということで、県の薬務課の方は、その結果を温泉審議会の方に出しますと
いうことで、温泉審議会はそれによって、どのように結論を出すかはこれからの問題です
けれども、そういうような一つの経緯であります。

温泉についてはいろいろな微妙なところがありますけれども、やはり冒頭に申し上げま
した協議会の設置については、やたらこの地域に源泉を掘られても困りますからね、やは
り源泉所有者そのものがお互いに情報交換しながら、一致結束してやりましょうという
ことでスタートはしたのですけれども、何か今、脱退とか、町としては今後いろいろとです
ね、新たに温泉を掘るとか、または今ある使われていない温泉資源を活用するとか、そう
いうこと等について、町としても、これからいろいろと取り組んでいきたいという考えも
ありましたので、一応入ったのですけれども、やっぱりそこからは脱会をしました。

しかし、これからも協議会が設置されているならば、親密な関係を持ってですね、源泉
保護や活用等については努力をしていきたいと考えています。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 先程も申し上げましたとおり、予算を調整した段階では、まだ1名の
方については解決していなかったということから、2件分の予算を措置してあります。

ただし、これを2件分あるから即それについて執行するのかということであれば、当然
執行しないわけでありまして、この予算を使うようなことが今後ないような形で話し合
いにより進むことを願っております。以上でよろしいでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） この補正予算を作成の時点では2件であったという、今の課長の答弁であ
りますけれども、そのとおりであります。

したがって今後、このような事案がなければ、当然、減額補正をこれからやっていくよ
うになると思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

- 7 番(原澤良輝君) 尾瀬学校の件なのですけれども、県の方から218万2,800円来ていて、教育費の方で同額が増えているのですけれども、ただちょっと内訳を見たところ、尾瀬学校と関係のないのが載っかっているのではないかなと思ったものですから、通学バスの委託料の減額310万円というのと、通学バス使用料の増額の594万6千円のことをちょっと教えてもらえればと思います。

議長(傳田創司君) 教育課長石坂武君。

(教育課長 石坂 武君登壇)

教育課長(石坂 武君) 尾瀬学校の分は、増減なしということで210数万円余で対応させて頂くということで、通学バスの関係につきましては、310万円の減額と284万6千円の部分ということで、594万6千円ということになると思うのですけれども、当初、水上地区と新治地区で猿ヶ京があるわけですけれども、その同じような項目の中で、枠が違うところに予算計上してあるものに統一をしましょうということのなかで、対応させて頂いたということで増減はございません。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

これより議案第69号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8 番穂苺清一君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

- 8 番(穂苺清一君) 一般会計補正予算が出されました。新年度については、既に3月議会で総て予算が可決しておるわけですが、一ヶ月経ってすぐこういうふうな補正が出てくると、非常に準備が不十分なのかなというような感じもいたします。

温泉問題については、先程質問しましたので、これは省略いたしますけれども、歳出の土木費町営住宅管理費として総額198万円が計上されております。

その中で、消耗品や手数料等もありますけれども、町営住宅の明け渡し訴訟について2件、3月議会で可決されている件ですが、それに対して弁護士の費用が90万円、委託料が動産の移動の80万円計上されております。

町営住宅の滞納金額は3月の時に明らかになっておりますけれども、確か1件が74万円ほどあったかと思えます。もう1件が200万円で、共に前者が6年、後者が約10年の長期にわたっての滞納期間があったと記憶しております。

それについての裁判費用が、それぞれ関連のものが計上されたわけで、私はあの時にも反対いたしましたけれども、十分な調査や話し合いがされていたのかどうか、今回これをするということについても、先程質問しましたが、それについては動産の移動等について、個人の所有物ですけれども、その搬出についての質問をしましたがお答えはありませんでした。

総額270万円ばかりの滞納額について、これだけの費用をかけて明け渡しをしなくてはならない、そういう事態が今回の件ですが、今後もこういうことが予想されてきます。

というのは、前回の時にも、あぁいう町営住宅を裁判によって明け渡しをして、債権を徴収するというやり方は、裁判でやろうということが議会で決まったということは、今ま

での旧3町村でもありませんし、合併後もなく、初めてのケースです。

そういう点では、まさに町営住宅での滞納者に対する見せしめ的な前例として、これを徹底させようという意図も感じられるわけです。

それと同じことが、一昨日の全員協議会で同じようなことが出されました。それは専決処分として、こういう裁判がどんどん町長の権限で行われるようにしたいという、そういう内容のものが全員協議会で話し合われました。

今現在、専決処分として、定められているものは、この町には3件あります。3件の中の問題についてもありますけれども、それは省略いたしまして、3件の他にプラス1件、4番目に加えられるのが、町営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関することという、この一行が専決処分の中に加えられようとする動きがあります。

一昨日の全員協議会では、この問題について論議がありまして、前段では議会運営委員会で、この場で本日提案される予定でありました。

ところが全員協議会でのいろんな論議の中で、これはちょっと待たってことで、結局は差し控えると、取り下げをするという、そういうことになって、この本会議が始まる直前の議会運営委員会でその取り下げを一応了承して、今回は、今言った専決処分については出されないことになりました。

つまり、その一つ、この件を取ってみても、今後こういうふうな補正なり何なりでもって弁護士の費用や動産の移動料等がどんどん出てくるという、大きな支出が出てくるのではないかと思います。

本来で言うならば、町営住宅入居の際に、本人の調査もしますし、本人が滞納していれば、入居は出来ません。それと同時に必要とする連帯保証人を付けないと、これも入居の承認はされません。入居についての連帯保証人は、何も町内だけの人ではなくて、県内の者であれば良いわけでありまして、その人が滞納していれば、それもまたダメということで、かなり厳格になっております。

そういう点では、今まで6年も10年も放置してきた行政の怠慢と言いますか、不作為と言いますか、そういう点についての責任は何ら答えはないのではないかと思います。

どうのお考えなのか、その点も聞きたいぐらいです。したがって、町営住宅の明け渡しの訴訟を起こすということが、今後恒常化されてきて条件とか、訴訟を起こす場合の条件とか、基準とか、そういうものも何ら定めないまま、そういうものがされてしまうということについては、非常に多くの町営住宅入居者の人たちの不安がやはりこれから増大してくるのではないかと私も思います。

そういう点で考えた場合に、町村の段階でこういうことが強行的に行われるということは非常に珍しいケースでもありますし、町民の自由を奪っていく、住居の自由ですけれども、奪っていくというようなやり方に対しては、私は諸手を上げて賛成するというわけには行きません。個々の状況等を考えれば、確かに入居者の不誠実な行動とか、そういったものもあるかと思えます。

そういったものに対する指導や調査も全くしない、連帯保証人との話し合いもしない、本人との話し合いもしない、それで突然裁判通知を送りつけるというような、そういった手法も今後やはり考えてもらわなくちゃならないし、こういう訴訟が恒常化するとすれば、今現在の滞納整理室では対応できないのではないかと、訴訟専門に扱うような部署が必要になってくるのではないかと懸念もありますし、いろんな角度から、この問題について

は大きな問題が含まれていることを私は言わざるを得ません。

そういう事情で、この補正予算については承認するわけにはいきません。以上です。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第69号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 行財政改革特別委員会委員長報告（終了報告）について

議長（傳田創司君） 日程第7、行財政改革特別委員会委員長報告（終了報告）についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 終了報告をさせていただきます。

本特別委員会では、昨年12月定例会において、最終報告を行っております。

本来ですと、最終報告を行った時点で、特別委員会は終了となるわけですが、最終報告の内容に伴い、国に意見書を提出したことにより、その後の経過を見るため、本特別委員会を継続してまいりました。

ところが、本年3月に国では、その意見書の内容にある程度沿うような形で秋までに取りまとめるとの新聞報道があり、本特別委員会では、一定の成果が見られたと判断し、本日を以て終了させていただきます。以上です。

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

ただ今の行財政改革特別委員会委員長報告のとおりにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会については、委員長の報告のとおり、委員会を終了することに決定いたしました。

以上で、行財政改革特別委員会委員長報告（終了報告）についてを終わります。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。11時30分から再開いたします。

（10時29分 休憩）

(1 1 時 3 0 分 再開)

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

動 議 　　みなかみ町議会議長の不信任決議の提出

1 2 番 (小野章一君) 議長。

議 長 (傳田創司君) 1 2 番小野章一君。

1 2 番 (小野章一君) 動議を提出したいと思います。

※ 1 2 番小野章一君が動議を提出。

議 長 (傳田創司君) ただ今、1 2 番小野章一君ほか 1 0 人から、みなかみ町議会議長の不信任決議案の動議が提出されました。

この際、みなかみ町議会議長の不信任決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることについてを起立により採決いたします。

なお、起立採決に先立ち申し上げます。

起立をされない方は、否、反対と見なします。

それでは採決いたします。

本決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立 賛成 1 2 : 反対 1 0 ※議長を除くため)

議 長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、みなかみ町議会議長の不信任決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議 長 (傳田創司君) 暫時休憩いたします。ただ今から、1 0 分間ということでお願いいたします。

(1 1 時 3 2 分 休憩)

※ 暫時休憩中に議会運営委員会が開催された。

(1 1 時 5 8 分 再開)

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。副議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

副 議 長 (本多秀律君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1 　発議第 3 号 　　みなかみ町議会議長の不信任決議について

副 議 長 (本多秀律君) 追加日程第 1、発議第 3 号、みなかみ町議会議長の不信任決議についてを

議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議長傳田創司君の退場を求めます。

(議長 傳田創司君退場)

副議長(本多秀律君) 提出者、小野章一君より説明を求めます。

12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番(小野章一君) みなかみ町議会議長の不信任決議の動議につきまして、提案説明申し上げます。

本来、議員の中より選出される議会議長は、議会全体の議長であり、公正かつ中立の立場で物事の処理にあたるべきと理解しております。

新町みなかみ町となり、初の議会議員選挙が行われ、2年が経過いたしました。

旧町村単位での定数を定め、選出された議員による議長選挙は、大変難しい選出の状況にあり、議長選出にあたっての議員間の申し合わせとして、特例ではあるが2年間の任期に区切り、新たに選出、再任は妨げずということで傳田議長が誕生した経過があります。

2年が経過した現在、議長選について、議長本人からの招集による会議は1回もなく、ある会合で一方的に2年間の申し合わせについて、「理解はしているが引き続き議長の職にあたりたい。」という発言は、全く理解できるものではなく、議員を招集し、話し合いをすることこそ、議長の役目であると思います。

その後、議長に対して、これらの問題を解決すべく、賛同議員が再三にわたり説得に当たってきたわけではありますが、一存では返事をする事ができないとのことで、耳を貸すこともなく、今日に至ってしまったことは誠に残念でなりません。

このような議長の不信に係る行為は、中立・公平を著しく欠くものであり、議員間の溝をさらに深くする原因になっている、議長の責任でもあります。

以上のことから、誠に残念ではありますが、議長に対する不信任案を提出いたします。

副議長(本多秀律君) 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、議長傳田創司君から本件について、弁明の申し出がありました。

これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ご異議なしと認めます。

よって、弁明の申し出を許可することに決定いたしました。

議長傳田創司君の入場を許します。

(議長 傳田創司君入場 登壇席に着席)

副議長(本多秀律君) 弁明の申し出を許可いたします。

議長傳田創司君。

(議長 傳田創司君登壇)

議長(傳田創司君) ただ今の不信任案に対しまして、弁明の機会を与えて頂きましたので弁明をさせていただきたいと思っております。

現議長として、非常に不徳といたすところがございますし、大変ご迷惑をおかけしてい

ることに対しましては心からお詫びを申し上げたいと思います。

ただ、不信任の理由等につきましては、私は自分自身、特別に社会的制裁を受けているとか、あるいはまた町の税金に滞納があるとか、そしてまた悪質な交通事故を起こしているとか、あるいは裁判を受けているとか、そういったことは一切ございません。

そして、議会運営につきましても、議長として中立の立場で運営をしてきたというふう
に思っております。

したがいまして、自分自身には不信任を受けるというような状況はなかったと判断して
おります。約束事につきましても、きちっと守ってきているつもりでございます。

そういう中で、私の思いは思いとして持っていて、今までも、総ての皆さんに申し上げ
てきたつもりでございますけれども、その辺のご理解がいただけなかったことにつきまし
ては非常に残念だというふうと考えております。以上でございます。

副議長(本多秀律君) 議長傳田創司君の退場を求めます。

(議長 傳田創司君退場)

副議長(本多秀律君) これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) これより反対討論を行います。

これまでの議会経験の中で、これほど失意と悲しみの中で行う討論はまるで弔辞を読む
心境であります。

これから行う討論は、1期議員のみに聞いて頂きたい内容ですので、他の議員に申し上
げる気持ちも意味も全くありません。

1期の皆さんは、2年前には新生みなかみ町のまちづくりに高々と拳を上げ当選され、
強い意欲と沸き上がる熱意で自分の生活・仕事を二の次にし、これまでの2年間を頑張っ
てきたかと思えます。この1ヶ月有余は恐らく眠れない毎日が続いたものと容易に推察で
きます。

今、我々がやっていることは、腐った鍋を全員で突いている状態です。何を食べても腐
っています。

1期の方々にはこれから長く議員活動を正常に続けて頂きたいために、一体なぜこのよ
うになってしまったのか、またどちらの判断をすとしても、自分の判断が本当に自分自
身であり、これで良かったのかをよく自問自答していただきたいと思えます。

私たちが今やっていることは、議員同士、また住民との信頼関係が確実に紙よりも薄く
なったということだけです。

しかもより薄くするために、最も効果的な方法で議会は全力で取り組んでいるし、悲し
くも今後も取り組んでいくでしょう。

未来ある1期の皆さん方だけは、決してこのようなことはしてはいけないという教訓だ
けは学んでいただきたいと思えます。

最後に1期の皆さんだけに、即今只今という言葉を託して、反対討論といたします。

副議長(本多秀律君) 次に賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4 番 (山田庄一君) 議長不信任決議案に賛成の立場から、討論をいたします。

私の尊敬する先輩議員は、こう申しております。

「覚悟に勝る決断なし」と。信念と覚悟と決断、これがあれば議長続投で收拾がつきました。今、思い返すと、心の底から残念に思うのは、8日の議長との打開策收拾の話し合いです。騒動の発端となった「議長2年で見直し」という認識は、2期、3期の先輩議員多くの皆さんの中にあつたようです。そのことを踏まえての話し合いです。

要約すると、「この時点で言った、言わないのやりとりをしても進展がない。2年も経てば、脳の老化も進むし、忘れることもある。しかしながら、いろんな人とのやりとりや議長自身の発言の中に、そろそろという表現が出てくるからにはなかったとは言い難い。その部分だけケジメとして、辞職の形を取って頂ければ、再選という形で收拾を図り、今後の議会運営も最大限協力し、努力していきたい。」、この申し入れに議長は、「大変、有り難い話だ。しかしながら今、自分で判断できない。自分を支持してくれている人と、よく調整し、話し合ってください。」ということでした。同席して頂いた3期の先輩議員にも、「とにかく不信任案提出という最悪の事態だけは避けたい。この回避に向けて、最大限の智慧と経験とそういうことを酷使して努力していただきたい。」と申し上げました。

力強い言葉を期待しました。が、力のない言葉で、「つなぎます。しかし難しい。」何が難しいんだか、よく分かりません。「出さないと出して出したら、こちらから逆に不信を出すかもしれない。」とも発言されました。

先程の提案を、この数日間の苦悩で歪んだ顔に一筋の光が差すごとく、安堵の表情を浮かべていた議長の顔が瞬く間に曇っていくのが見て取れ、今も心に残っています。

経験と勉強が不足しているそうです、1期、2期の議員は。その議員達が最大の譲歩と決断をこの話し合いに提案しました。

求めたのは、真義を守って欲しいという、小さなプライドだけだったのです。

住民から選ばれた議員として、本当にこの町を一生懸命やっていきたいという、でも議員としての真義を守って欲しいという、その一念だけだったのです。

智慧と度量のある先輩議員にとって、一度発言したことを訂正することが、それほど難しいとは思えません。ほんの少しの譲歩で、歩み寄れたはずなのです。

こんなことは回避されたはずなのです。混乱を招いた責任は、関係した全議員が負わなければならないと思います。

しかし、その中でも議会という組織のトップとして、信念と覚悟がなく、決断と責任を取ることが困難な状況の今の議長を信任することが出来ないことを表明し、賛成討論いたします。

副議長 (本多秀律君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 (本多秀律君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

発議第3号、みなかみ町議会議長の不信任決議についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立 賛成11 : 反対10 ※正副議長を除くため)

副議長 (本多秀律君) 起立多数であります。

よって、みなかみ町議会議長の不信任決議については、原案のとおり可決されました。

議長傳田創司君の除斥を解きます。

(議長 傳田創司君入場 着席)

副議長(本多秀律君) 傳田創司君に申し上げます。

みなかみ町議会議長の不信任決議は可決されたことを告知いたします。
 以上で、発議第3号、みなかみ町議会議長の不信任決議を終わります。
 議長と交代いたします。

副議長(本多秀律君) 暫時休憩いたします。

(12時22分 休憩)

(12時23分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(傳田創司君) 会議を再開いたしましたが、この際、昼食のため休憩といたします。
 13時30分より再開いたします。

(12時24分 休憩)

(13時30分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番(久保秀雄君) 議長。

議長(傳田創司君) 11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) 暫時休憩をお願いします。

(「議事進行」、「暫時休憩」の両方の声あり)

議長(傳田創司君) 会議をただ今、再開したばかりですけれども。

11番(久保秀雄君) 暫時休憩をお願いします。

では、このままでやらせていただきますけれども、さっき議長の不信任案が可決をされました。議長は、その不信任案について、どういう思いを持っているのか、まず表明をしていただいてから、続行と言いますか、会議を続けていただきたいと思えます。

議長(傳田創司君) 私の方で、それを申し上げれば、休憩は取り消しでよろしいのですか。

11番(久保秀雄君) はい。

議長(傳田創司君) 平成18年5月正副議長選におきまして、2年経過後の取り扱いにつきましては、あちらこちらで見直しをしたかどうかというお話があったことは承知をしておりました。

しかし、その約束という、拘束されているような内容については承知をしておりませんでした。従って、本日、このまま議長職を続行させて頂きたいことのご了解をお願いしたいと思います。

10番(高橋市郎君) 議長。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) そのことについて、了解を出来ませんので退席をいたします。

※ 10番高橋市郎議員ほか10人の議員が退席。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。
（ 1 3 時 3 2 分 休憩）

※ 休憩中に議長より退席議員に出席が促されたが、出席するに至らず定刻を迎えた。

（ 暫時休憩のまま、本会議再開に至らず、閉議時刻を迎えた。 ）